平成２２年（フ）第７７０１号
千葉県市川市行徳駅前２丁目16―５―301、開始決定時の住所東京都品川区東品川４丁目12―９―1709
破産者　浅田さとみ
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９６４号
千葉県船橋市田喜野井６丁目33―１―208
破産者　佐々木元希
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０５９号
東京都武蔵野市八幡町３丁目２―34
破産者　大隈　俊二
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１８６号
埼玉県草加市西町215―７
破産者　伊藤　　宏
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１８７号
埼玉県草加市西町215―７
破産者　伊藤　美和
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１８８号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80―10―102
破産者　大沼　一如
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７８７号
茨城県ひたちなか市大字高場1406番地７
破産者　篠原　照明
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１４１５号
名古屋市港区稲永５丁目７番５―405号　西稲永荘
破産者　岩田　　篤
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１８号
愛知県春日井市八田町２丁目12番地９、開始決定時の住所愛知県日進市赤池町箕ノ手２―79　シティハイムみのて202号室
破産者　佐藤　豊次
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１４５号
名古屋市名東区一社４丁目144番地　サンコーポ101、住民票上の住所愛知県名古屋市名東区高間町138番地　東名荘７号
破産者　尾関　照明
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０１号
名古屋市中村区荒輪井町２丁目18番地　市営荒輪井荘５棟201号
破産者　富田秀二郎
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０３号
名古屋市南区柴田町５丁目17番地
破産者　片山　晴司
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１５号
名古屋市千種区上野２丁目14番３号
破産者　辻本　教江
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１３号
愛知県あま市七宝町桂山之浦26番地
破産者　岡本　康男
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５０号
愛知県岩倉市稲荷町稲荷81番地１　シャルムアマービレ202号
破産者　大塚まゆ美
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
兵庫県朝来市山東町楽音寺166番地　シャーメゾン楽音寺Ｃ棟２階201号、開始決定時の住所兵庫県朝来市山東町大月1023番地１
破産者　西草　悟朗
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
福岡県三潴郡大木町大字上八院1519番地１
破産者　尾﨑　明美
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
茨城県高萩市春日町２丁目14番地
破産者　石井　紀子
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３５１３号
ダッカ1212　グルシャン１　ニケトンハウジング　ソサイティ　ロード３　ブロックＢ　ハウス63―４Ｆ―Ａ、外国人登録原票上の住所神奈川県藤沢市高倉754番地の32
破産者　モルシェッドシッディーキーエムディ　モンジュール
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部